

個人市県民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税、国民健康保険税の徴収猶予の特例制度をお知らせします

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業などの収入に相当の減少があった人は、「市税の徴収猶予の特例制度」を利用することができます。徴収猶予に係る担保は不要で延滞金もかかりません。

- 対象となる人 次の要件を全て満たす納税者・特別徴収義務者
 - 新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降、1カ月以上の任意の期間で、事業などの収入が前年同期に比べ、おおむね20%以上減少している場合
 - 一時に納付し、または納入が困難な場合
- ※上記の判断は、今後半年程度の事業資金の調達状況などを考慮します
- 対象となる市税 ▶個人市県民税▶法人市民税

- ▶固定資産税▶軽自動車税▶市たばこ税▶入湯税▶国民健康保険税ーのうち、令和3年1月31日までに納期限が到来するもの
- 徴収猶予期間 1年間
- 申請期限 税の種類ごとに定められている納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)
- 申請方法 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601 花城町9-30)へ郵送で提出してください。
- * e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは市ホームページをご覧ください

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

市税の徴収猶予の特例制度

納期限が8月31日となっている下記の市税は申請期限が8月31日です

令和2年度分…市県民税第2期、国民健康保険税第2期

中小企業者・小規模事業者が対象 令和3年度の固定資産税が軽減されます

【問い合わせ】
本館資産税課(☎41-3529)

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者または小規模事業者が保有する建物や設備の固定資産税が軽減されます。

- 対象 次のいずれかに該当する事業者
 - 個人事業者の場合…常時使用する従業員の数が1,000人以下
 - 法人事業者の場合…①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人②資本または出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下(大企業の子会社を除く)
- 要件・軽減率 2月～10月の期間で、任意の連続する3カ月間の事業収入が前年同期比で次の減少率となっていること

- ▷30%以上50%未満の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の2分の1を減額
- ▷50%以上の減少…事業用家屋や設備などの償却資産に対する令和3年度の固定資産税の全部を減額
- 申請期間 令和3年1月4日(月)～2月1日(月)
- 相談窓口 ▶中小企業庁[☎0570-077322(月～金曜日、午前9時30分～午後5時)]▶本館資産税課[☎41-3529(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)]

* 申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください



固定資産税に係る「納税猶予」と「軽減措置」を活用した場合の令和3年度における納税額の考え方

- ①任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の合計額
- ②任意の連続する3カ月間の収入の減少率が30%以上50%未満の人は、令和2年度分の納税猶予分と令和3年度分の土地分の固定資産税合計額
- ※令和3年度分の事業用家屋と償却資産の固定資産税は免除となります

新型コロナウイルス感染症対策経費の概要をお知らせします

【問い合わせ】
本館財政課(☎41-3517)

◎補正予算を編成した主な対策経費

事業名	予算額	内容
災害用物資備蓄事業	1,988万円	避難所用の備蓄品として、ダンボールベッドや間仕切り用パーティション、災害備蓄倉庫などを購入します。
感染症予防緊急対策事業	1,285万円	主要な施設に設置するための非接触型体温測定器(サーモグラフィカメラ)や、市職員用のフェイスシールドを購入します。
子育て応援特別給付金給付事業	2,835万円	国の特別定額給付金の対象とならなかった4月28日以降に生まれた乳児を対象に5万円を支給します。 ■対象期間 4月28日～令和3年3月31日
観光・物産事業者等緊急対策事業	1億9,001万円	市内温泉宿泊施設などの経営支援を行うため、温泉宿泊施設などへの日帰り入浴・宿泊に要する経費を支援します。 ■対象 8月1日以降、市民・市内事業所勤務者に限定 ■支援期間の延長 8月31日まで *詳しくは3ページをご覧ください
消防・救急救助充実強化事業	170万円	全救急車に配備している傷病者搬送用ストレッチャーに使用する飛沫防止カバーを購入します。

* 上記は、7月22日までに補正予算で予算化された支援策です。今後、さらに支援策を取りまとめ公表の上実施します

花巻・遠野地域外来・検査センターを設置します

【問い合わせ】
新型コロナウイルス
対策室(☎29-5275)

市では、ドライブスルー方式によるPCR検査の検体(唾液)を採取する花巻・遠野地域外来・検査センターを設置します。

新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合は、登録医療機関(かかりつけ医など)に電話で相談した上で受診。登録医が感染の疑いがあると判断した場合は、登録医療機関からの予約により同センターで検体採取を実施します。

* 個人や企業の人々が花巻・遠野地域外来・検査センターに直接検査依頼をすることはできません。また、自家用車以外の車両の場合は検査できま

せんで注意してください

- 対象 花巻・遠野市に在住する小学生以上の人
- 開設日 毎週水・土曜日(祝日を除く)
- 開設場所 厚生労働省通知に基づき非公表
- 利用方法 登録医療機関からの予約により受診
- 検査結果 検査日から1～3日後に受診者・登録医療機関へ連絡

※これまでどおり、帰国者・接触者相談センターに直接相談した上で、帰国者・接触者外来でPCR検査を受けることもできます

